

イングランド自然公園の管理・計画システム

柿澤宏昭（北海道大学）

はじめに

土屋は地域性国立公園の持つ現代的意義として自然環境の保全と持続的な地域振興の同時追求を挙げ、地域環境ガバナンスの典型例といえると指摘した。本報告ではイングランドの自然公園を対象として、管理・計画システムを明らかにし、どのように地域環境ガバナンスを達成しようとしているのかについて明らかにする。

イングランドの自然公園制度

イングランドの自然公園には国立公園と AONB (Area of Outstanding Natural Beauty) という二つの種類があるが、いずれも都市農村計画法という空間計画制度を基礎に存在し、自然公園の管理主体は自治体的な性格を持っている。本報告では国立公園に絞って議論を行うこととする。国立公園は National Park Authority が管理し、公園域内の計画権限を有している。以下、ピークディストリクト国立公園を事例として管理・計画システムについて述べる。

ピークディストリクト国立公園の管理システム

ピークディストリクト国立公園は、イングランドのほぼ中央部に位置する。Authority には意思決定を行う Board があり、これに実際の管理を行う職員組織が伴っている。Board は定員 30 人で、Board メンバーの 8 割が地元の自治体や集落から選出されることとなっており、地元の意向が反映されやすい。公園域内の 8 割が私有地であり、社会経済振興など計画以外の権限を自治体を持っていることから、公園組織単独での公園管理は困難であり、自治体・政府機関・NPO・地域住民など様々な主体との協働を重視している。

ピークディストリクト国立公園の計画システム

国立公園管理の基礎は計画権限にあり、空間計画の策定を計画システムの中軸においてきた。しかし、地域社会経済の持続性と保全を統合的に考えることの重要性が認識され、総合的な将来ビジョンとそれに向けた行動を記述した管理計画を重視するようになり、これを中心にすえた公園管理が行われるようになってきた。管理計画の下に、生物多様性保全計画など個別分野の計画を策定するとともに、特定の地域に焦点を絞った計画を策定しているとともに、これらを実行するための多様なパートナーシップが形成されている。また制度的には Authority の権限ではない社会経済振興にも自治体と協力しつつ積極的に関わってきている。

まとめ

イングランドの国立公園は計画権限を拠り所としつつも、社会経済も含めた持続性を統合的に追及し、公園管理のガバナンスを構築してきている。公園管理の基本は地域社会の持続性の確保にあるとの認識が根底にある。国立公園は自然環境保全と持続的社会的構築という点でモデル的な位置づけを持っているといえる。

（連絡先：柿澤宏昭 kaki@for.agr.hokudai.ac.jp）